

## 令和 6 年第 2 回小城市議会定例会提案理由

(令和 6 年 6 月 3 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 6 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本定例会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

議案第 52 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 138 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 255 億 5,083 万 5 千円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

第 2 款 総務費でございますが、「国際交流事業」につきましては、中国<sup>せつこうしょうかいえんけん</sup>浙江省海鹽県との交流事業を推進するための経費を計上しております。

また、歳入につきましては、基金繰入金により財源調整しております。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本定例会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 42 号から議案第 45 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 42 号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定の新設など、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 43 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 44 号 令和 5 年度小城市一般会計補正予算（第 12 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算額の一部を補正したものでございます。

補正の内容でございますが、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税の額の確定による増減のほか、基金繰入金により財源調整しております。

次に、議案第45号 令和6年度小城市一般会計補正予算(第1号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ5億6,741万6千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ255億4,944万8千円としたものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

第3款 民生費でございますが、これは、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に伴うもので、「令和6年度物価高騰対策給付金支給事業」につきましては、令和6年度において新たに住民税の非課税又は均等割のみの課税となる世帯に対しまして、一世帯当たり10万円の給付を、また、給付対象世帯のうち18歳以下の子どもを扶養している世帯に対しまして、子ども一人当たり5万円の加算給付をするための経費を計上しております。

次に、「定額減税補足給付金(調整給付)支給事業」につきましては、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度の住民税所得割額から定額減税額を引き切れない

と見込まれる方に対しまして、その差額を<sup>もと</sup>基に調整給付をするための経費を計上しております。

また、歳入につきましては、国庫支出金などを計上しております。

以上の4議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、議案第42号及び議案第43号は3月31日付で、議案第44号は3月29日付で、議案第45号は5月17日付で、それぞれ専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第46号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第47号 小城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 48 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 49 号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項及び同法第 291 条の 11 の規定により関係地方公共団体の議決が必要となるものでございます。

変更の内容でございますが、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 50 号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、令和 6 年度 前満江鉦害ポンプ排水施設維持管理事業 1 号ポンプ設備等改修工事で、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、大雨等の際に発生するポンプ設備の不具合に対し、老朽化及び部品の供給不足により修繕での対応が難しくなっていることから、1 号ポンプ及びそれに関連する付帯設備の更新を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、1億6,775万円、契約の相手方は、株式会社<sup>とりしま</sup>西島製作所 佐賀支店 支店長 <sup>やぐらとしひろ</sup>矢倉俊宏でございます。

工期は、議会議決の日から令和7年3月28日までを予定いたしております。

次に、議案第51号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、令和6年度 芦刈鉦害排水機場維持管理事業 三王崎排水機場1号ポンプ設備等改修工事で、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、大雨等の際に発生するポンプ設備の不具合に対し、老朽化及び部品の供給不足により修繕での対応が難しくなっていることから、1号ポンプ及びそれに関連する付帯設備の更新を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、2億240万円、契約の相手方は、株式会社<sup>とりしま</sup>西島製作所 佐賀支店 支店長 <sup>やぐらとしひろ</sup>矢倉俊宏でございます。

工期は、議会議決の日から令和7年3月28日までを予定いたしております。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 53 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算(第 3 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 927 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 255 億 6,010 万 7 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものにつきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

第 2 款 総務費でございますが、「コミュニティ助成事業」につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、自治会等のコミュニティ活動に必要な備品等の整備に対する補助金を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う諸収入を計上し、基金繰入金により財源調整しております。

次に、議案第 54 号 令和 6 年度小城市下水道事業会計補正予算(第 1 号)でございますが、収益的支出の既定の予算に 166 万 6 千円を加えて、補正後の予算の総額を 16 億 740 万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、職員の産前産後休暇及び育児休業の取得に伴い、会計年度任用職員を臨時的に採用するための人件費を計上しております。

次に、議案第 55 号 小城市固定資産評価員の選任についてでございますが、4 月の人事異動により前任の評価員が辞職したため、後任の評価員を選任いたしたく、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、報告関係議案について御説明申し上げます。

まず、報告第 3 号 令和 5 年度小城市一般会計継続費繰越計算書でございますが、「体育施設管理事業（芦刈文化体育館屋外キュービクル更新工事）」について、令和 6 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 4 号 令和 5 年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、「市有財産等管理事業」から「道路橋りょう災害復旧事業」までの 26 事業について、約 10 億 6,121 万円を令和 6 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 5 号 令和 5 年度小城市下水道事業繰越計算書でございますが、資本的支出の建設改良費について、2 億 20 万円を令和 6 年度に繰り越しましたので、

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 6 号 専決処分の報告についてでございますが、令和 6 年 3 月 5 日午前 10 時 15 分頃、職員が公用車で区長文書を配送中に、相手方敷地のカーポートに接触し、カーポートの一部を損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 6 年 3 月 18 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。